

鴻巣市子育て支援センター運営管理業務委託 企画提案実施要領

令和８年７月
鴻巣市こども未来部こども応援課

「鴻巣市子育て支援センター運営管理業務委託」企画提案実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

鴻巣市子育て支援センター運営管理業務委託

(2) 履行期間

契約日から令和14年3月31日までとする

(3) 業務の仕様・範囲

別添「鴻巣市地域子育て支援事業運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 導入スケジュール

令和8年10月に優先交渉事業者を選定予定であり、契約日から令和9年3月までの期間で運営準備を行い、令和9年4月1日（木）稼動とする。

(5) 業務に係る予算額

委託料 495,365千円

(6) 支払方法

本事業の支払方法に関しては、本市と選定された契約候補者で協議の上、決定することとする。

2 提案概要

(1) 事務局

鴻巣市こども未来部こども応援課計画担当

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

電話：048-541-1321

FAX：048-541-1328

E-mail：kodomo@city.kounosu.saitama.jp

(2) 選定スケジュール

ア 参加申込

参加申込書（別紙1）及び技術資料（別紙2）については、下記日時までに提出すること。

提出期限：令和8年8月12日（水）17時

イ 現地確認

現地確認を希望する事業者は、現地確認参加申込書を提出のうえ、以下の日程の現地確認に参加することができる。

なお、現地確認を希望しない場合でも本プロポーザルに対する提案をすることは差し支えない。

(ア) 参加申込書提出期限：令和8年7月30日（木）15時

(イ) 提出先：本実施要領「2(1)事務局」宛とする。

(ウ) 現地確認日：令和8年8月3日（月）

※詳細な日時及び場所は、申込者に別途通知する

ウ 質疑応答

本プロポーザルに関することで質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問には、いかなる場合であっても回答しない。

(ア) 提出期限：令和8年8月5日（水）15時

(イ) 提出先：本実施要領「2(1)事務局」宛とする。

(ウ) 提出方法

E-mailにより質問書（別紙3）を本市に提出し、メール件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として電話連絡すること。

メール件名：【会社名】子育て支援センター運営管理業務委託（質問書）

(エ) 質問書の回答

提出された質問書については、本市で回答書（別紙４）を作成しE-mailにより回答する。

(オ) 回答期日：令和８年８月７日（金）（予定）

エ 提案書提出

参加申込書を提出した者の中から本市が提案書の提出者の選定を行い、提案者の選定結果通知書により選定結果を通知するとともに、提案書の提出依頼書及び誓約書を送付する。

提案書の提出依頼書を受領した者は以下の期日までに提案書を提出すること。

提出期日：令和８年９月３日（木）１７時

提出書類の詳細については、本実施要領「２（４）提出書類の提出方法等」参照のこと。

提出場所：鴻巣市こども未来部こども応援課計画担当

※詳細な日時は、プロポーザル参加者確定後、別途通知する。

オ 選考

【プレゼンテーション】

日時（予定）：令和８年９月１０日（木）・１１日（金）

カ 最終審査決定通知

令和８年１０月上旬

(3) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第１６７条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

エ 契約締結までの間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 租税を完納していること。

カ 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。

キ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②～⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 提出書類の提出方法等

ア 提出期日：令和8年9月3日（木）17時

イ 提出場所：鴻巣市こども未来部こども応援課計画担当

ウ 提出部数

様式	提出物	部数（紙）	部数（CD-R）
任意	企画提案書	正本1部、副本 8部	1部
様式2	会社概要	正本1部、副本 8部	
様式3	実績一覧	正本1部、副本 8部	
様式4	提案誓約書	正本1部、副本 8部	不要
様式5	委任状	正本1部、副本 8部	
様式6	費用見積書	正本1部、副本 8部	
様式7	機密保持誓約書	正本1部、副本 8部	

エ 提出方法：持参に限る。（郵送その他の手段によるものは不可とする。）

オ 提出書類に関する質問：提出された書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに回答すること。

カ 虚偽の記載があった場合は失格とする。

(5) 提出書類に関する注意事項

- ア 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
- イ 公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が提案事業者の瑕疵に因るものではなく、且つ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

3 選定について

「鴻巣市子育て支援センター運営管理業務委託」受託者選定にあたっては、「鴻巣市子育て支援センター運営管理業務委託におけるプロポーザル審査委員会」において提案された企画を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

(1) 書類審査の実施

参加申込書に関する提出書類の内容について「鴻巣市子育て支援センター運営管理業務委託におけるプロポーザル審査委員会」による書類審査を実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについて以下のとおり実施する。
プレゼンテーション20分、質疑応答30分の時間配分を目安とすること

ア 時間

- ・詳細な日時、場所及びスケジュールは、後日通知する。

イ 注意事項

- ・プレゼンテーションは、本業務受託決定後に本市との連絡窓口となる担当者が行うこと。
- ・プレゼンテーション当日の質疑応答の内容について、受託者がまとめたうえで、契約書に添付すること。
- ・50インチ程度のモニターは本市で用意することができるので、必要な場合は、事前に事務局へ連絡すること。
その他パソコン等の必要機器は提案者が用意すること。
- ・機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- ・プレゼンテーションの参加者は6名以内とする。

(3) 評価について

提案の評価については、別添「評価基準書」に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、その提案内容の詳細を確認し、最も優れた提案を行った事業者から順に優先交渉の相手方としての順位付けを行う。

(4) 契約等について

本市にて最終的に選考された優先交渉事業者においては、全ての提案内容の確認を行い、本市の承認を得ることとする。このとき、企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点提案事業者と提案内容等の再確認を行うこととする。

契約金額は、優先交渉事業者から提出された費用見積書の額を超えないこととする。

また、この契約締結に向けた協議の中で契約を辞退した場合は、稼働開始に間に合わない等のリスクが発生するため、辞退に対するペナルティ及び損害に応じた補償が発生することになるため注意すること。

なお、その場合は次点の事業者を優先交渉事業者として、契約に向けた手続きを行う。

(5) その他

優先交渉事業者は、契約締結後速やかに受託事業を実施すること。

4 選定結果の通知について

- (1) 選定結果については、優先交渉事業者が決定次第書面で通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、本市に対して理由の説明を求めることができる。

5 提案にあたっての留意事項

- (1) 提案書の提出依頼の受領後、辞退を希望する場合は、速やかに参加辞退届（別紙5）を提出すること。

- (2) 提出済みの内容を変更する場合は、事前に市に届け出るものとする。その場合には従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、費用見積書の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市が必要と認める用途については、全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (4) 説明会、提出物の作成・提出、選考会の参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (5) 本市から提示した本業務に関する資料を、本業務企画提案以外の目的での使用及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (6) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。
- (7) 企画提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡及び退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
- ア 実施要領等にした参加に必要な資格を有しない者が行った提案
 - イ 参加者の記名及び押印を欠く場合
 - ウ 全ての提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
 - エ 2通以上の提案を行った場合
 - オ 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、鴻巣市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合